中 核 市 市 長 会 提 言 書

（令和８年１０月３０日採択）

＜目　次＞

○持続可能な社会保障制度に関する提言　Ｐ　１～　８

○国と地方の役割分担のあり方に関する提言　Ｐ　９～１７

○多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組に関する提言　Ｐ１９～２７

○令和９年度税制改正に関する要請　Ｐ２９～４０

持続可能な社会保障制度に関する提言

我が国において、急速な少子高齢化と人口減少が進行する中、社会保障給付費は年々増加の一途を辿り、地方公共団体の財政を強く圧迫している。特に近年は、物価高騰や専門人材の不足等といった複合的な課題が地域社会に深刻な影響を及ぼしており、高齢者、障害者、こどもなど全ての世代が安心して暮らせる社会保障制度の維持が極めて困難な状況に直面している。

高齢者数がピークに達し、現役世代の減少に伴う担い手不足と介護・医療等の社会保障需要の増加の深刻化が懸念される、いわゆる「2040年問題」を間近に控え、単身高齢世帯の急増や孤独・孤立の問題、複雑化・多様化する福祉ニーズなど、地域が抱える課題は深刻さを増している。また、昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇は、福祉施設や介護・障害福祉サービス事業所の経営を直撃し、地域におけるサービス供給体制そのものの存続を脅かしている。加えて、介護支援専門員をはじめとする専門人材の不足や離職は深刻化しており、制度の根幹を支えるケアマネジメントや相談支援体制の空洞化を招きかねない危機的状況に立ち至っている。

一方、中核市は、医療・福祉など地域の中核機能を担うとともに、周辺の地方公共団体を包含する広域連携の要としての役割を果たしているが、現場の実態に見合わない国の基準や、実事業費を下回る国庫負担に伴う地方公共団体の超過負担、さらには増大する事務負担・財政負担により、地方公共団体単独での対応はすでに限界に達している。

今後引き続き、持続可能な社会保障の基盤を地域で確固たるものとするためには、国による適切な財政措置と、現場の実情を踏まえた制度改正が不可欠である。

このことから、各中核市が地域住民の命と暮らしを守り、将来にわたって安定的な制度運営を図ることができるよう、以下の事項について提言する。

1　地方公共団体の実情を踏まえた財政支援

（1）社会保障制度に係る国庫負担の見直し

①地域生活支援事業の補助基準額の引上げ

地域生活支援事業費等補助金交付要綱における補助率は50／100と定められているものの、補助基準額は厚生労働大臣が必要と認めた額と定められている。この補助基準額が地方公共団体の実事業費を大幅に下回っており、多大な超過負担が生じ、財政圧迫が深刻な課題となっている。

障害者総合支援法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた本事業の計画的かつ安定的な実施を可能とす

るため、実事業費を的確に反映した補助基準額の引上げを行うこと。

②障害者自立支援給付の国庫負担基準の撤廃

障害者自立支援給付の負担割合は、原則として国が1／2と規定されているが、一部の介護給付費（重度訪問介護等）においては、厚生労働大臣が定める基準額と実費のいずれか低い額が適用されている。中核市等の人口規模が大きな地方公共団体においては、障害福祉サービスを提供する事業所が多く、サービスを利用しやすい環境にあることから、重度訪問介護や居宅介護を長時間利用するケースなど、基準額を超える支援を必要とする事案が多数生じており、地方公共団体に多大な超過負担と財政圧迫をもたらしている。

今後も障害の重度化・高齢化の進展や地域移行の推進によりサービス量のさらなる増加が見込まれる中、障害者が地域で安心して生活を送ることのできる制度の持続可能性を確保するため、現行の国庫負担基準を撤廃すること。

③地域支援事業の交付上限額の廃止

令和22年には高齢化率が35％を超えると推測され、介護需要の急増と人材不足が懸念される中、健康寿命の延伸を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括ケアを支える「包括的支援事業」及び「任意事業」からなる地域支援事業の重要性は極めて高まっている。各地方公共団体は地域の実情に応じた施策の推進に努めているが、昨今の急激な物価・人件費の高騰が国の交付上限額の計算に反映されていないため、現行の事業規模を維持するだけでも上限を超過しかねない事態に直面しており、地方公共団体に将来的な財政負担への強い懸念を生じさせている。

持続可能な介護保険制度の確立に向け、各地方公共団体が財政負担を懸念することなく、地域支援事業全般において安定的かつ積極的な施策展開を行えるよう、交付上限額を廃止すること。

④孤独・孤立対策推進法に基づく相談支援等への財政措置

単身高齢世帯の増加や地域コミュニティの希薄化などを背景に孤独・孤立の問題が深刻化する中、多様化・複雑化する生活課題や孤立世帯への対応、アウトリーチ型支援の必要性が増大していることにより、地方公共団体が担うべき役割の肥大化とそれに伴う財政負担が増大している。各地方公共団体においても相談窓口の整備や地域の実情に応じた柔軟な支援策の展開に努めているものの、専門人材の不足や多大な費用負担が大きな壁となり、こうした地方公共団体独自の取組による安定的な事業継続には限界が生じている。

同法に基づく施策を実効性あるものとし地域の相談支援体制を維持するため、相談支援の質の向上に向けた取組、人員体制の構築、アウトリーチ型支援、民間支援団体への活動支援に係る十分な財政措置を講じるとともに、孤独・

孤立対策の成果があらわれるには相応の時間を要することから、孤独・孤立対策推進交付金を長期に継続して交付可能な制度とするなど更なる拡充を図ること。

（2）全国一律のこども医療費助成制度の創設

こどもの健全な成長を確保し、子育て世帯の経済的負担を軽減するこどもの医療費助成制度は、全国の地方公共団体で実施されているが、認定基準や助成範囲、自己負担額の有無やその金額など、制度内容が地方公共団体ごとに異なることから、居住地域によって受けられるサービスに格差が生じている。さらに、こうした状況が過度な地方公共団体間競争へと発展し、地方財政を圧迫している現状がある。

子育てに多大な費用を要すことへの不安感を払拭し、全ての国民がどこに住んでいても等しく、安心してこどもを産み育てられる社会を実現するため、国の責任と財源による社会保障制度として、所得制限を設けることなく18歳までを対象とした全国一律のこども医療費助成制度を早期に創設すること。

（3）介護支援専門員の確保・定着に向けた研修の負担軽減

介護人材の中でも特に、介護保険サービスの適切な提供において重要な役割を果たす介護支援専門員については、これまで法定研修の受講にあたり休暇の取得や数万円の費用負担が生じるなど、多大な時間的・経済的負担が人材確保・定着の大きな障壁となっていた。

令和8年6月の法改正により、介護支援専門員証の有効期間および更新研修等の廃止が決定されたが、現在検討が進められている更新研修等に代わる新たな技能向上研修について、就業中でも無理なく受講できる効率的なカリキュラムの策定や、国の責任において抜本的な費用負担の軽減策を講じるなど、今回の制度改正が真に現場の負担軽減と人材定着に繋がる実効性のある仕組みとすること。

2　持続可能な制度運営に向けた社会保障費の抑制

（1）医療・福祉サービスの適正化

①救急医療の適正利用

中核市における救急出動件数は令和7年度までの5年間で平均24．8％増加し、中でも軽症患者の搬送は平均28．3％増となっている。これに伴う現場到着時間の遅延（平均16秒）は、一刻を争う重症事案への対応の遅れという命に関わる事態を招いており、救急現場の逼迫は深刻度を増している。各地方

公共団体は広報等による適正利用の啓発に努めているものの、地方公共団体単独の取組による住民の行動変容には限界が生じている。

こうした状況の中、茨城県では令和6年に県単位で軽症搬送者からの選定療養費徴収を導入し、令和5年と令和7年の同時期を比較して軽症搬送が23.3%減少するなど、顕著な変化が確認されている。また、厚生労働省の疑義解釈資料（平成30年3月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡問220）により、救急車による搬送であっても軽症者の場合は医療機関が選定療養費を徴収可能であることを確認しており、今後は各地方公共団体において、徴収のあり方について医療機関等と議論を進める必要があると認識している。

しかしながら、当該取り扱いは過去の疑義解釈資料による提示にとどまっており、救急逼迫の深刻度が当時とは著しく異なることもあって、地方公共団体や医療機関へ十分に周知・浸透しているとは言い難い状況にある。こうした現状を踏まえ、各地方公共団体が医療機関との協議を円滑に推進できるよう、救急搬送された軽症者に対する選定療養費徴収の解釈内容について、国から地方公共団体および医療機関に対し、改めて通知文を発出すること。

②医療扶助の適正化

中核市における医療扶助のレセプト点検では、令和7年度における過誤調整率に地方公共団体間で大きな差（最大4.42%、最小0.00%）が生じている。また、個別指導の対象となる医療機関の選定方法や令和7年度における個別指導の実施件数（最大5件、最小0件）にもばらつきが見られる。直近5年間において地方厚生（支）局等との共同指導の実績を有する地方公共団体は15市であるが、専門的知見に基づく厳格な指導や疑義発生時の助言体制の構築といった確かな効果が確認されている。

こうした現状を踏まえ、地方公共団体としては、適切な請求を担保するためのレセプト点検体制の充実を図るとともに、地方厚生（支）局等との共同指導による効果を参考にしながら、対象機関の選定から指導に至る一連の個別指導体制の強化を図る必要があると認識している。

このことから、国においても、地方公共団体のレセプト点検の更なる充実に向け、財政措置の拡充を図るとともに、地方厚生（支）局との共同指導の推進や実施する際の具体的事例の提示などをはじめ、地方公共団体の個別指導体制の強化に積極的に協力すること。

③障害者自立支援給付等の適正化

国が地方公共団体に求める障害福祉サービス事業者等に対する運営指導において、3年に1回（実施率33.3%）以上の頻度で指導を行う対象は、令和7年度より就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達

支援、放課後等デイサービスのほか、指定後間もない事業者に限られている。この背景には、事業者数が急増する中で、令和6年度における実施率が全国平均16．3％と目標を大きく下回り、地方公共団体間で最高46．3％から最低0％と著しい偏りが生じている現状がある。

中核市における令和7年度の運営指導体制においては、指導体制の強化に向け外部委託を導入した地方公共団体で実施件数が増加したほか、広域展開する障害福祉サービス事業者等に対する指導結果の共有を行った地方公共団体においても、指導項目の改善や不正請求判定のノウハウ獲得の成果を上げている。こうした現状を踏まえ、地方公共団体としては、重点化されたサービスに対する確実な指導を含め、運営指導実施率の向上を目指し、人的体制の強化やノウハウの蓄積に取り組む必要があると認識している。

国においては、地方の実情と地方公共団体単独の取組に限界がある現状を踏まえ、障害者自立支援給付等の適正化に向けた指導を確実に実行すべく、運営指導実施率の向上に必要な人的体制を整備・維持するための手厚い地方交付税措置や、指導体制の一つの選択肢として外部委託を取り入れることが出来るよう実効性の高い財政支援策を講じること。さらに、外部委託の活用や広域展開する障害福祉サービス事業者等に対する地方公共団体間の指導結果の共有など、地方公共団体における好事例を幅広く集約・共有できる環境を整備すること。

（2）介護予防施策に関するエビデンスの蓄積・収集

高齢化の進展に伴い医療・介護給付費が増大する中、各地方公共団体においては健康寿命の延伸に向けた多様な介護予防施策を積極的に展開している。しかしながら、それらの取組が要介護度の維持・改善や医療費・介護給付費の抑制にどの程度寄与しているものか、地方公共団体単独の限られたデータや分析手法のみで客観的な因果関係を証明することには限界が生じている。

限られた財源の中で持続可能な制度運営を図り、地域においてエビデンスに基づく効果的な政策を躊躇なく展開するため、予防施策と給付費抑制との関連性を示す全国規模での関連データの蓄積・収集、および専門的かつ高度な分析を行う体制を国主導により確立すること。

令和8年10月30日

中 核 市 市 長 会

持続可能な社会保障制度に関する提言（概要）

1　財政支援

（1）国庫負担の見直し

① 地域生活支援事業の補助基準額の引き上げ【重点】

国の補助基準額が地方公共団体の実事業費を大幅に下回っており、
多大な超過負担が生じている現状の解消

② 障害者自立支援給付の国庫負担基準の撤廃【重点】

国の負担基準額が利用者の実情（重度訪問介護や居宅介護の長時間利用など）と
乖離しており、地方公共団体に超過負担が生じている現状の解消

③ 地域支援事業の交付上限額の廃止【重点】

健康寿命の延伸や地域包括ケアを支える地域支援事業の交付額に、
急激な物価・人件費の高騰が反映されていないため、
安定的かつ積極的な施策展開を行えるよう交付上限額の廃止

④ 孤独・孤立対策推進法に基づく相談支援等への財政措置

単身高齢世帯の増加や地域コミュニティ希薄化に伴う孤独・孤立対策への
相談支援やアウトリーチ型支援等に対する財政措置

（2）全国一律のこども医療費助成制度の創設

地方公共団体間で過度な競争や格差を解消するため、国の責任と財源により、
所得制限なく18歳までを対象とした全国一律の制度を創設

（3）介護支援専門員の確保・定着に向けた研修の負担軽減

法改正に伴う新たな技能向上研修の構築において、効率的な内容や費用負担の
軽減策など、真に現場の負担軽減と人材定着に繋がる仕組みの反映

2 社会保障費の抑制

(1) 医療・福祉サービスの適正化

① 救急医療の適正利用

【各市で取り組むべきこと】
・救急車による搬送であっても軽症の場合は医療機関が選定療養費を徴収可能であることや、軽症搬送者からの選定療養費徴収による救急医療への効果を踏まえ、選定療養費徴収のあり方について医療機関等と議論

【国へ求めること】
・地方公共団体や医療機関に選定療養費徴収の解釈内容の通知文を発出

● 疑義解釈資料(平成30年3月30日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)問220
単に軽症の患者が救急車により来院し受診した場合は、「救急の患者」に該当しない。

● 救急搬送における選定療養費の徴収に関する検証結果 【茨城県公表(R6.12導入)】

救急搬送	軽症患者の搬送	救急搬送困難事案
38,229件 (R5)	17,803件 (R5)	3,075件 (R5)
34,860件 (R7)	13,673件 (R7)	1,761件 (R7)
▲8.8%	▲23.2%	▲42.7%

② 医療扶助の適正化

【各市で取り組むべきこと】
・医療機関からの適切な請求を担保するため、レセプト点検体制を充実
・地方厚生(支)局等との共同指導による効果を参考にし、個別指導の対象選定から指導に至る一連の体制の強化

【国へ求めること】
・レセプト点検体制の強化に向けた財政措置の拡充
・地方厚生局との共同指導の推進や、実施する際の具体的事例の提示等による個別指導体制の強化への協力

● 個別指導対象医療機関の選定内容の状況と個別指導実施状況(R7)【中核市】

- 請求件数内の生活保護受給者の割合が高い (26市)
- 前回指導から一定期間経過 (23市)
- 一般患者よりレセプト1件の請求点数が高い (18市)
- 新規開設医療機関 (15市)
- 頻回受診者や多剤投与者が多い (10市)

個別指導未実施 (2市)
1～2件 (44市)
3件 (9市)
4件 (4市)
5件 (1市)
※過去5年間の指定取消は「0」
※地方厚生局等と共同指導 15市

③ 障害者自立支援給付等の適正化

【各市で取り組むべきこと】
・外部委託の導入効果のほか、広域展開する事業者等に対する指導結果の共有による指導項目の改善や不正請求判定のノウハウ獲得の成果を踏まえ、運営指導の実施率向上に向けた人的体制の強化とノウハウの蓄積

【国へ求めること】
・運営指導実施率向上に必要な人的体制を整備・維持のための地方交付税措置
・外部委託を活用するための財政支援
・外部委託の活用や広域展開する事業所等の指導結果を共有するなどの地方公共団体が行う好事例を集約・共有できる環境整備

● R6年度 運営指導実施率
全国平均16.3%（最高46.3%、最低0.0%）

● 運営指導監査体制の状況 【中核市】

実施都市 7市

外部委託の効果と課題

【効果】・指導実施件数の増加
・受託事業者のノウハウ蓄積（人事異動の影響無し）
【課題】・委託料が高額
・国の「指導指針」は解釈の余地が多く市独自のルールがあり受託事業者が参入しにくい

● 特徴的な取組事例 【中核市】

実施都市 6市

広域展開する事業者等に対する指導結果の共有

【効果】・指導内容の情報共有（指導項目の気づき）
・不正請求の判定の考え方等のノウハウ獲得

（2）介護予防施策に関するエビデンスの蓄積・収集

国において、全国の介護予防施策と給付費の関連データの蓄積・収集を行うほか専門的かつ高度な分析を行う体制を確立

国と地方の役割分担のあり方に関する提言

日本の総人口は2008年をピークに減少に転じており、今後もこの傾向が続くと見込まれる。一方で、医療技術の進歩や、公衆衛生、食生活、住居環境の改善等による生活水準の向上に伴い死亡率は低下し、国民の平均寿命は一貫して伸長傾向にある。

このように人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中において、地方公共団体は「地域のことは地域で担う」という地方分権の理念のもと、地域住民に最も身近な行政主体として、それぞれが特色ある独自の施策を推進することで、持続可能で活力ある地域社会の実現に貢献すべく、日々尽力している。

しかしながら、我が国の社会構造の大きな変革により、地方公共団体はこれまで経験したことのない多様かつ複雑な行政課題に直面するとともに、地域間における行政サービスの水準や財政基盤の格差は拡大しつつあり、地方公共団体のみの努力では解決困難な課題が増加している。

このような状況においても、すべての国民に居住する地域にかかわらず、ナショナルミニマムとして必要な行政水準を保障することは、国の基本的責務である。そのためには、国が保障すべき「ナショナルミニマム」の範囲と水準を明確にするとともに、国と地方の役割分担を改めて整理し、それぞれの責任を明確にする必要がある。

国において、このナショナルミニマムという国民生活の土台を確実に保障し、その責任を果たすことによって、地方公共団体は限られた財源をはじめとする政策資源を地域固有の課題解決へと振り向けることができ、真の地方分権を推し進めることが可能となる。

中核市をはじめとする地方公共団体が、今後も地方分権の理念に基づき、地域の実情に応じた特色ある住民サービスを積極的に提供し、住民福祉の向上を図っていくことができるよう、以下の事項について提言する。

なお、本提言において「行政水準」とは、ナショナルミニマムとして国が全国共通で保障すべき行政の到達水準をいう。

1 ナショナルミニマムの範囲の明確化と国・地方の役割分担

(1)ナショナルミニマムの範囲の明確化

①人口減少等の全国的課題に関する国の責任の明確化

ナショナルミニマムとは、居住地域にかかわらず、すべての国民が等しく享受できる最低限の生活水準及び行政水準であり、その保障は国が果たすべき責

務であるとの考え方を制度上明確に位置づけること。特に、人口減少や少子高齢化などの全国的課題により、医療、教育、公共交通その他の基礎的な行政水準に生じている地域間格差については、国が責任を持って是正すること。

②地方公共団体の施策をナショナルミニマムへ移行するルールの構築

こども医療費助成制度など、地方公共団体が住民ニーズをふまえ主体的に実施している行政サービスのうち、多くの地方公共団体に普及し、全国的に共通の行政需要となっている施策については、その必要性や効果を客観的かつ定量的に評価したうえで、国が全国共通の制度として位置づける仕組みを構築すること。

③ナショナルミニマムの継続的な検証

ナショナルミニマムとして保障すべき範囲や水準は、時代や社会環境の変化に応じて見直されるべきものである。社会経済情勢、人口構造、物価動向及び国民ニーズの変化をふまえ、ナショナルミニマムとして保障すべき行政水準について、国が客観的なデータや政策効果に基づき継続的な検証を行い、必要に応じて制度及び行政水準の見直しを行うこと。

（2）国と地方の役割分担の整理と安定的な財源確保

①地方の一般財源に依存しない国庫負担の徹底

国が全国一律で保障すべき行政水準については、地方公共団体の一般財源による補てんを求めることなく、必要な経費は国が恒久的かつ安定的に財政措置を講じること。

②役割分担と財政負担を一体とした制度設計

国が制度設計を行い地方公共団体が実施主体となる施策については、制度の趣旨に沿った全国一律の対象要件や運用基準を明確に示すとともに、国と地方の責任及び財政負担を明確にすること。また、制度改正にあたっては地方公共団体の意見を十分反映し、役割分担と財政負担を一体として制度設計すること。

③予算措置にとどまらない法制化等の制度的保障

ナショナルミニマムに関する施策については、単年度ごとの補助制度や臨時的な交付金によることなく、法律に基づく安定的かつ継続的な制度として運営できるよう、法制化のうえ必要かつ十分な財政措置を講じること。

（3）地方分権の理念をふまえた地方公共団体の自立性と地域特性に応じた施策展開の尊重

国が全国共通で保障すべき行政水準を確保することは、地方公共団体が地域特

性や住民ニーズをふまえた行政サービスを主体的に展開するための基盤となるものである。地方分権の理念をふまえ、国は地方公共団体における多様な地域づくりを最大限尊重するため、最低限保障すべき行政水準まで地方公共団体間の競争に委ねることのないよう留意すること。

（4）真の地方創生実現に向けた仕組みへの転換

これまでの「地方創生」の取組において、東京一極集中の是正や人口減少の歯止めといった課題に対し、必ずしも十分な成果が上がっていない。真の地方創生を実現するため、全国共通で保障すべきナショナルミニマムについては、国が責任を持って一律に制度化し、必要な財源を保障すること。これにより、地方公共団体が競合的な横並び施策に財源を充てざるを得ない現状から脱却し、地域の実情に応じた創意工夫による魅力ある地域づくりに対して、限られた財源や政策資源を自律的かつ重点的に配分できる仕組みへと転換を図ること。

2　全国一律の水準が求められる施策への国の関与強化

子育て・教育といった次世代育成に係る施策、国民の生命にかかわる医療・福祉施策、あるいは基礎的インフラの整備や安全なまちづくりといった分野は、居住地域や地方公共団体の財政力等によって差が生じることがあってはならない国民生活の基盤を形成するものであり、地方公共団体間の過度なサービス競争の対象となるべきではない。これらの領域については、国が制度設計、財政措置及び行政水準の確保について責任を負うべき分野であると考えられることから、次のとおり要望する。

（1）こども・子育て・教育分野における全国共通の公平な機会の保障

①こども医療費助成の国庫負担による全国共通制度の創設

こどもが必要な医療を安心して受けられる環境は、全国共通で保障されるべき行政水準である。助成対象年齢、所得制限及び自己負担額等について地方公共団体間の格差を解消するため、国の責任において全国共通の制度を構築し、必要な財源を恒久的に措置すること。

②幼児教育・保育の無償化拡大と保育人材の処遇改善

こどもの年齢や世帯の年収にかかわらず、すべてのこどもを対象とする保育料・副食費の無償化を国の責任で実施すること。また、保育人材の安定的な確保に向け、他業種との賃金格差を是正するため、公定価格の人件費分の引き上げを行う等、抜本的な処遇改善を進めること。

③学校給食費の完全無償化と実態に即した基準額の設定

学校給食は、児童生徒の健全な成長を支えるとともに、教育活動の一環として

重要な役割を担っていることから、中学校給食費も含めた完全無償化を早期に実現すること。また、現在の小学校給食費の交付金基準額は、昨今の食材費高騰の実態に即していないことから、国が責任を持って完全無償化となるよう財政措置を講じること。

（2）医療・福祉分野における全国共通の質の高い提供体制の確保に向けた関与

①地域手当制度の見直し

地域手当制度は、地方公務員の採用のみならず保育所の人材確保や、社会福祉施設等の運営そのものにも大きな影響を与えていることから、地域による著しい格差が生じない制度へ見直し、全国で安定した行政水準を維持できるよう改善すること。

②医療・福祉人材の確保

医師、看護師、介護職員、保育士等の人材不足は全国共通の課題となっていることから、処遇改善、人材育成及び就業支援を総合的に推進し、地域間で過度な人材確保競争が生じない仕組みを構築すること。

③制度の持続可能性を確保する国庫負担割合の引き上げ

高齢者人口の増加や医療技術の高度化に伴い、介護保険制度や国民健康保険制度、後期高齢者医療制度における被保険者の保険料負担や地方公共団体の財政負担が増加していることから、国庫負担割合の見直しを含めた抜本的な制度改革を進め、将来にわたり安定した制度運営が可能となる仕組みを構築すること。

④定期予防接種制度の充実

高齢者の新型コロナウイルス感染症等、重症化防止を目的とする個人へのB類疾病の定期予防接種において、地方公共団体の財政状況等により自己負担額が定められ、一部の地方公共団体では無料となるなど、健康格差とも言える不平等が発生している。国が主導して全国一律の自己負担額を定めるとともに、十分な財政措置を講じること。

⑤障害福祉サービス等における地方の財政負担の軽減

地域生活支援事業について、地域にかかわらず必要な支援が提供できるよう、国庫補助の十分な予算確保をはじめとする確実な財政措置を講じること。また、障害福祉サービス事業者等による自立支援給付費等の不正受給に係る返還金について、地方公共団体が徴収に最大限の努力をしてもなお、回収困難となった事案は、国庫負担金の返還義務を免除とするなど、地方公共団体に過度な財政的負担を課すことのない制度に見直すこと。

（3）国民生活基盤を支えるその他の基礎的な制度・政策への関与

①地域公共交通の維持確保と運転手不足等への総合的支援

地域公共交通は、住民の日常生活及び地域経済を支える基盤であり、居住地域にかかわらず一定の移動手段を確保することは、国が果たすべき重要な役割である。バス運転手不足への対応や、自動運転等次世代技術の導入支援を含め、中長期的な視点に立った制度及び財政措置を講じること。また、地域公共交通の維持・確保及び充実を図る地方公共団体の取組を積極的に支援すること。

②公共インフラの老朽化対策と国土強靱化への継続的支援

道路、上下水道、公園緑地、学校施設等は、安全・安心な生活を支える重要な公共施設である。老朽化対策、長寿命化改修及び防災・減災対策については、地方公共団体の財政状況によって整備水準に差が生じないよう、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、学校施設環境改善交付金等の各種交付金及び道路メンテナンス事業補助等の各種補助制度について、補助上限の引き上げ、補助対象の拡充、補助要件の緩和等、適宜見直しを図るとともに、継続的かつ十分な財政措置を講じること。また、地震・豪雨・豪雪などの大規模な災害に備えて、平時から国が主導して広域的なインフラ強靱化を推進するとともに、発災時には、被災地方公共団体への財政的・技術的支援及び関係機関との広域的な調整が速やかに行われるよう、実効性のある支援体制の強化及び十分な財政措置を講じること。

③野生動物対策や環境問題への広域的対応

ツキノワグマ等による被害は全国的に拡大しており、住民の生命及び財産を守ることは国及び地方公共団体が果たすべき基本的な行政の責務である。広域的な個体数管理、捕獲体制の整備、人材育成及び財政措置について、国が主体となって取り組むこと。また、太陽光パネルの廃棄問題への対応として、全設置者へのリサイクル義務化と処理体制の早期構築を図ること。

3　国策の明確な責任と政策決定プロセスの透明化

国が全国的な視点から制度設計を行う政策については、その実施に必要となる財源及び制度運営についても国が責任を負うことを原則とすること。制度創設時のみ国が関与し、その後の運営や財政負担を地方公共団体へ委ねることは、地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすとともに、全国共通で保障すべき行政水準にも地域格差を生じさせる要因となる。このため、国策として実施する施策については、責任と財源を一体として制度設計するよう、次のとおり要望する。

（1）国が主導する政策に対する明確な責任と一貫性の確保

①地方公共団体情報システムの標準化に伴う運用経費の財政措置

国の主導による地方公共団体情報システムの標準化に伴い、運用経費が移行前と比較して増大するなど、地方財政に過度な負担が生じている。さらに、マルチベンダー対応に伴う調整の事務負担や、標準仕様で対応できない補完的ツールの整備費用も地方公共団体の負担となっている。地方公共団体の責めによらないこれらの運用経費の増大分等については、全額国費による実効性の高い恒久的な財政措置を講じること。

②GIGAスクール構想の更新費用等に係る恒久的な財政措置

GIGAスクール構想は国が主導する教育政策であることから、端末更新、通信環境整備、システム運用及び保守管理に要する経費について、一時的な補助制度ではなく継続的な制度として位置づけ、教育DXの推進に必要な財政措置を講じること。

③全国一律の給付金事業等における地方負担の軽減

物価高騰対策などの国が臨時的に実施する給付金事業等において、国が担うべき一律の行政水準と、地域の実情に応じて地方公共団体の裁量で行うべききめ細かな支援とが混在している現状がある。国が実施する事業については、一律の制度設計や給付基準を明確に示し、具体的な事務の実施方法に至るまで国自らが主体的に役割を果たすこと。また、窓口対応等の観点から地方公共団体へ事務を委ねる場合にあっては、事務運営、システム整備及び人的経費を含め必要な財源を確実に措置するとともに、デジタル技術を活用した全国共通の事務処理体制を整備し、地方公共団体の事務負担を軽減すること。一方で、国の政策判断に基づき全国一律で実施する所得再分配施策については、国が自らの一元的なシステム等を用いて直接実施するなど、国の責任において制度設計、財源確保及び運用を行い、地方公共団体に事務及び財政負担を転嫁しないこと。

④マイナンバーカード関連業務の運用見直しと財政措置

マイナンバーカードの有効期限到達に伴う更新手続等により、地方公共団体の窓口混雑と事務負担が常態化している。窓口へ来庁することなく手続を可能とするなど、更新手続を簡素化する制度改革を行うとともに、マイナンバー制度は全国一律で運用される国の基盤制度であることをふまえ、制度改正や運用に伴う地方公共団体の事務及び財政負担については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

⑤外国人材の受入れに関する財政措置

新たな「育成就労制度」の施行等により、今後さらなる外国人材の受入れ拡大

が見込まれる中、地方公共団体における日本語教育や生活相談など、外国人材受入環境の整備のための取組に対して、継続的かつ安定的な財政措置を講じること。

（2）国の政策決定プロセスの透明化

①ナショナルミニマムの定量的な把握と政策優先順位の明確化

人口減少社会において限られた政策資源を有効に活用するため、国の政策決定にあたっては、何をナショナルミニマムとして位置づけるかを明確にしたうえで、政策の優先順位を整理すること。また、国は定量的にナショナルミニマムを把握する評価手法を構築し、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を徹底するとともに、政策立案過程や判断根拠を広く国民及び地方公共団体へ明らかにすること。

②長期的な視点をふまえた国策の決定及びその継続性の確保

国策として新たに創設される各種制度が、長期的な財政見通しや他の既存政策との整合性を欠いたまま推進されることは、政策全体の整合性を損なう要因となる。そのため、国が主導して実施する重要な施策の決定にあたっては、長期的な視点から政策間の優先順位や役割分担を整理したうえで制度設計を行うこと。また、国策として位置づけた施策については、その実施責任及び財政責任を地方公共団体へ転嫁することなく、制度の継続性を含め国が一貫して責任を負うこと。

③地方の意見を反映した計画的かつ透明性の高い制定プロセスの構築

国が新たな制度や施策を立案する際には、あらかじめその施策が「国が責任を持って全国一律に実施すべきもの」なのか、「地方公共団体の裁量に委ねるべきもの」なのか、あるいは「国と地方が連携して担うべきもの」なのかを明確に整理したうえで制度設計を行うこと。また、その判断基準や検討過程についても透明化し、地方公共団体との十分な協議を経て政策を決定する仕組みを制度化すること。

令和8年10月30日

中 核 市 市 長 会

国と地方の役割分担のあり方に関する提言【概要版】

提言の趣旨

我が国は人口減少や少子高齢化等により社会構造が大きく変革しており、地方公共団体はこれまでに経験のない多様かつ複雑な行政課題に直面し、地域間の行政水準や財政基盤の格差が拡大しつつある。

このような状況においても、すべての国民に居住する地域にかかわらず、ナショナルミニマムとして必要な行政水準を保障することは国の基本的責務である。

国が保障すべき「ナショナルミニマム」の範囲と水準を明確にし、その責任を果たすことによって、地方公共団体は限られた政策資源を地域固有の課題解決へと振り向けることができ、真の地方分権を推し進めることが可能となる。

中核市をはじめとする地方公共団体が、地域の実情に応じた特色ある住民サービスを積極的に提供し、住民福祉の向上を図ることができるよう、時代や社会環境の変化に即したナショナルミニマムの範囲の明確化と、それに伴う国・地方の役割分担のあり方について提言する。

提言の概要

1 ナショナルミニマムの範囲の明確化と国・地方の役割分担
（1）ナショナルミニマムの範囲の明確化【重点】 ① 人口減少等の全国的課題に関する国の責任の明確化 ② 地方公共団体の施策をナショナルミニマムへ移行するルールの構築 ③ ナショナルミニマムの継続的な検証
（2）国と地方の役割分担の整理と安定的な財源確保【重点】 ① 地方の一般財源に依存しない国庫負担の徹底 ② 役割分担と財政負担を一体とした制度設計 ③ 予算措置にとどまらない法制化等の制度的保障
（3）地方分権の理念をふまえた地方公共団体の自立性と地域特性に応じた施策展開の尊重
（4）真の地方創生実現に向けた仕組みへの転換

2 全国一律の水準が求められる施策への国の関与強化

（1）こども・子育て・教育分野における全国共通の公平な機会の保障

① こども医療費助成の国庫負担による全国共通制度の創設【重点】

② 幼児教育・保育の無償化拡大と保育人材の処遇改善

③ 学校給食費の完全無償化と実態に即した基準額の設定【重点】

（2）医療・福祉分野における全国共通の質の高い提供体制の確保に向けた関与

① 地域手当制度の見直し

② 医療・福祉人材の確保

③ 制度の持続可能性を確保する国庫負担割合の引き上げ

④ 定期予防接種制度の充実

⑤ 障害福祉サービス等における地方の財政負担の軽減

（3）国民生活基盤を支えるその他の基礎的な制度・政策への関与

① 地域公共交通の維持確保と運転手不足等への総合的支援

② 公共インフラの老朽化対策と国土強靱化への継続的支援

③ 野生動物対策や環境問題への広域的対応

3 国策の明確な責任と政策決定プロセスの透明化

（1）国が主導する政策に対する明確な責任と一貫性の確保

① 地方公共団体情報システムの標準化に伴う運用経費の財政措置

② GIGA スクール構想の更新費用等に係る恒久的な財政措置

③ 全国一律の給付金事業等における地方負担の軽減

④ マイナンバーカード関連業務の運用見直しと財政措置

⑤ 外国人材の受入れに関する財政措置

（2）国の政策決定プロセスの透明化

① ナショナルミニマムの定量的な把握と政策優先順位の明確化

② 長期的な視点をふまえた国策の決定及びその継続性の確保

③ 地方の意見を反映した計画的かつ透明性の高い制定プロセスの構築

多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組に関する提言

我が国では、平成 11 年8月に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」に基づき、外国人労働者の受入れを推進してきたことに伴い、外国人住民が増加してきた。平成11年には約150万人であった在留外国人数は、令和7年末には412万5,395人と過去最高を更新し、初めて 400 万人を超えた。今後は、令和9年4月施行予定の「育成就労制度」により外国人住民の長期就労・定着が一層進むと考えられることから、外国人を単なる「労働者」ではなく、地域でともに暮らす「生活者」、「地域住民」として共生していく必要性が更に高まっている。

国は「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）において、外国人の適正な受入れや在留管理、医療・教育・日本語学習等の生活支援など、地域社会との共生などを一体的に進めるための新たな取組について検討を進めるとともに、「総合的対応策」を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「共生推進プラン」という。）の在り方についても検討している。

また、性の多様性の理解・啓発としては、平成 27 年 11 月に渋谷区及び世田谷区で初めて導入されたパートナーシップ制度は、令和7年5月末には導入 532 自治体、人口カバー率 92.7％（渋谷区調査）に達した。国では、令和8年6月 16 日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「理解増進法」という。）第8条に基づく基本計画が初めて閣議決定され、「国民一人一人の理解を深めることで、すべての人が安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指す」ことが示された。今こそ、自治体ごとに異なる制度を全国共通のものとし、居住地の違いなどによる生活面の不利益を解消する総合的施策と、学校・企業・地域における正しい理解の浸透を、国の責任において推進すべき段階である。

自治体が課題として捉えている点は、①各自治体の状況、判断と財源に依存し、自治体間で大きな格差が生じていること、②財源・人材・情報基盤が不安定であること、③国としての統一的な指針・制度が不十分であることの3点である。

多文化共生と性の多様性の尊重は、いずれも「すべての住民が、その違いにかかわらず、地域の一員として安心して暮らせる社会」という共通の理念に立脚するものである。 よって、住民に最も身近な基礎自治体の声として、誰もが安心して暮らせる多文化・多様化共生社会の実現に向け、以下の事項について提言する。

1 多文化共生に関する施策・支援

（1）地域日本語教育の安定的・持続的実施に向けた恒久的財源の確保

地域日本語教育の機会が市民ボランティアに依存している実態に加え、自治体、国際交流協会、地域日本語教室、企業、教育機関等の役割分担が必ずしも明確ではなく、それを支えるコーディネート機能も不足している。現在のボランティアの善意に依存した教室運営は継続性や受入れ可能人数に限界があるため、地域の実情に応じて、自治体を主体とした運営体制の整備、コーディネーターの配置、人材育成及び自走化支援を進めることが必要である。さらに、家族滞在で来日し学校や企業に所属できない外国人や、外国ルーツの児童・生徒・未就学児など、支援ニーズが多様化している。

①地域日本語教育を担う「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文部科学省）について、希望する全ての自治体が日本語教育環境を整備できるよう十分な財源を確保すること。

②「総合的対応策」において、来日前・後の日本語教育の充実や日本語指導者の育成支援、日本の制度・ルールを学習するプログラムの創設などの取組に着手していること、外国人在留支援センター（FRESC）において、生活支援ポータルサイトや生活オリエンテーション動画の作成など様々な在留支援を実施していることは承知しているが、これらの取組の周知・徹底と地域の実情に応じた施策となるよう地域の声を反映すること。

③多様化する外国人児童生徒等へ日常会話のみならず学習言語も習得可能な教育支援・指導環境を充実すること。

④日本語が不自由な児童生徒に対し、オンラインで日本語を補習できる環境を整備するとともに、オンライン指導だけに依存することなく、日本語指導教員の加配を可能とする財政措置を講じること。

⑤中学校・高等学校段階での進学・編入や大学受験資格の取得に際して、言語等を理由に不利益を被ることなく、円滑に教育機会を得られる切れ目のない制度を検討・整備すること。

（2）専門人材の確保・育成と広域的な支援体制の構築

相談内容の多様化・複雑化に対し、多言語に対応できる専門人材や通訳が不足しており、特に近年の地震の多発、災害の激甚化を鑑みると、災害時の多言語対応は備えておくべき必要性が高く、専門的な人材の継続的な確保・育成が求められている。

①相談体制の整備・拡充の取組を財政的に支援することが示されているが、継続

的に、通訳・翻訳や専門相談（在留資格・就労・教育・医療・福祉等）に対応できる人材の育成・確保を推進すること。

②緊急時の医療通訳、災害時の避難所などで活用可能な翻訳機の体制整備を推進すること。

③都道府県内の広域的なエリア単位での外国人相談・交流センターの設置や、市への通訳派遣など広域的な支援体制を構築すること。

（3）多言語・多媒体による情報発信基盤の整備

生活ガイドや防災情報等を整備しても、必要とする外国人住民へ確実に届ける手段が確立されておらず、出身国によって利用する SNS が異なる点も情報発信が難しい要因のひとつとなっている。

①外国人在留支援センター（FRESC）で実施している事業の情報発信、周知の徹底及び自治体支援を強化すること。

②出身国ごとに利用されるSNSの違いを踏まえ、各自治体も活用できる多言語・多媒体対応の情報発信プラットフォームを整備すること。

（4）日本人住民・外国人住民双方の相互理解促進などの徹底

日本人住民、外国人住民の互いの生活ルール・マナー、慣習、宗教などの違いについての相互理解の不足から住民間トラブルが生じ、多文化共生への関心が弱まる懸念や排外的言動によって社会が分断する懸念がある。

①共生社会を目指した相互理解のための施策として、多文化交流イベント・防災訓練・地域活動への参画促進など、日常的な交流の場づくりへの補助・支援制度を充実すること。

②国は「総合的対応策」において、日本の制度・ルールを学習するプログラムの創設など取り組んでいるところであるが、在留期間更新時などあらゆる機会を活用して、中長期在留者等に対して繰り返し生活オリエンテーションを行うなど、日本の制度、生活ルール・マナーなどの周知・啓発を強化すること。

③国は「総合的対応策」において、土葬に関する整理・検討を実施するとしているが、自治体の状況を適切に把握し実効性のある制度を統一的に示すこと。

④自治体職員向けには、制度知識・異文化理解・やさしい日本語に関する研修プログラムを整備すること。

（5）外国人受入環境整備交付金等の拡充と柔軟な運用

一元的相談窓口の運営を支える外国人受入環境整備交付金については、国は令和9年度より名称を変更し予算を倍増することを検討しているが、規模の小さい

自治体を含め外国人支援推進のため、地域の受入れ基盤を整備するための経費など安定的・継続的な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう運用を拡充すること。

（6）多文化共生施策の基本法の制定、役割分担の明確化及び統計データ等の整備

国の施策を鑑みると、今後も外国人住民が一定数、多種多様に増加することが考えられる。一方で、国の多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況調査による令和6年4月1日現在の指定都市を除く市区町村では、策定済みが 928、未策定が 793（総務省自治行政局国際室）となっており、対応の差が大きい。

①育成就労制度の導入により外国人材の定着が一層進むことを見据え、多文化共生を国の責務として位置づける基本法の制定を検討すること。

②国・都道府県・市町村・外国人雇用企業・関連機関それぞれの役割分担を一層明確化し、支援の抜け漏れや財源の不安定化を防ぐとともに、恒久的な財源措置を講じること。

③共生推進プランの見直しにあたっては、自治体が多文化共生の推進に係る指針・計画の改訂、策定や、有効な施策構築等の参考となる実務的なプランを示すほか、外国人住民の属性や生活・就労実態に関するデータ整備を進め、自治体施策に活用できる形で提供すること。

2 多様化共生に関する施策・支援

（1）パートナーシップ制度の全国共通化と生活面での不利益解消に向けた総合的施策の充実

多くの自治体がパートナーシップ制度を導入しているが、各自治体の条例・要綱に基づいて運用されているため、対象者の範囲（性的マイノリティのみか事実婚を含むか）、ファミリーシップ制度の有無、利用できる行政サービスに地域差が生じている。また、転出入時の手続きが統一されていないことから、都道府県単位で連携している自治体はあるものの、多くの自治体で再度の手続きが必要となるなど、自治体間の制度運用や連携体制に差があることは、当事者にとって利便性が悪く、居住地選択にも影響が生じるおそれがある。さらにパートナーシップ制度は全国統一的制度ではなく、利用者が、制度を利用したことで利用可能となる行政サービスが、市営住宅の申込みなど一部のサービスに限定されるにとどまっていることからも、民間サービスを含めた必要なサービスを、網羅的かつ体系的に整備することが求められている。

①パートナーシップ制度について、全国共通の制度・統一指針（ガイドライン）を策

定すること。これにより、対象者の範囲や利用できる行政サービスの地域差の是正、転出入時の手続きの統一を図り、どの地域でも安心して暮らせる環境を整えること。

②先進的な民間企業の取組事例の紹介など、民間セクター（企業・病院等）において、本制度が婚姻関係と同等に尊重され、適切な配慮がなされるよう、理解促進を推進すること。

③同性カップルや多様な家族形態における医療同意・行政手続等の生活面での不利益を解消するため、総合的な施策を充実すること。

（2）理解増進法に基づく基本計画の実効性確保と専門相談・医療体制の整備支援

国の制度の未整備・自治体任せの結果、パートナーシップ制度については、各自治体が独自に条例・要綱で制度を設けざるを得ず、地域差が生じてきた。令和8年6月に理解増進法第8条に基づく初の基本計画が閣議決定されたが、より実効性のある施策が求められている。また、自治体によっては、専門知識をもって相談に対応できる職員の確保や性別違和（性別不合）について相談できる専門の医療機関・相談窓口の設置がなされていない、当事者支援団体がないなど、相談支援へのアクセスのしやすさに格差が生じている。このことは、当事者が抱える課題やニーズを把握する機会が限られ、当事者の声を拾うことが困難といった課題につながる。

①国の基本計画については、理念にとどまらず実効性のあるものとなるよう、継続的な見直しと具体化を図ること。

②自治体・教育機関・企業が共通の指針のもとで取組を進められるよう、明確な方向性を示すこと。

③性別違和（性別不合）の専門医がいる医療機関は全国的に少ないため、当事者が受診・相談を希望した場合に適切な医療機関を紹介できる体制を整備すること（「よりそいホットライン」セクシュアルマイノリティ専門ラインでの専門医相談など）。

（3）市民・企業向けの理解促進・正確な情報発信・調査の実施

性的マイノリティ（LGBTQ 等）や、（※）SOGI に関する正しい理解が市民、企業において充分に浸透しているとは言い難く、加えて、SNS 等を通じた誤情報・偏見の拡散も見受けられることから、更なる理解促進・意識啓発が求められる。

※性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。

①あらゆる人に届くような啓発リーフレット・動画の作成や知識の普及啓発を進め

るとともに、SNS 等で拡散する誤情報・偏見に対し、正しい見識を広める情報発信を強化すること。

②性の多様性を誰もが自分自身に関わることとして捉え、互いの違いを認め合う社会を実現するため、服装や髪型、自分を何と呼ぶかなどの性表現も、性的マイノリティに限らず、すべての人に関わる概念であることから、SOGI に「性表現（＝Gender Expression）」を加えた「SOGIE」の考え方を広く周知すること。さらに、「LGBTQ を理解する」という啓発にとどまらず、一人ひとりが自分自身の性のあり方を考える機会を持ち、互いの違いを認め合うことを通じて、誰もが自分らしく暮らせるインクルーシブな共生社会の実現を推進すること。

③SOGIE に起因する就職機会の制限やハラスメントを防ぐための取組を促進すること。また、自治体が有効な施策を検討できるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の活用状況や民間事業者での認知度、制度利用者や性的マイノリティの方々が抱える課題やニーズについて、統一的な調査を実施すること。

（4）学校教育におけるジェンダー教育の推進と環境整備への支援

学校教育・教職員研修における性の多様性に関する正しい知識を学ぶ機会の充実が求められている。

①児童・生徒が SOGIE・性的マイノリティについて正しい知識を学べるよう、学習指導要領に性の多様性に関する記述を明記すること。

②低学年からのジェンダー教育を充実するとともに、UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った包括的性教育を推進すること。

③性の多様性に配慮した学校施設の整備や、すべての教職員等を対象とした研修の実施など、児童・生徒が安心して学校生活を送るための環境整備と体制構築への支援を強化すること。

令和8年10月30日

中 核 市 市 長 会

多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組に関する提言（概要）

1 多文化共生に係る施策・支援

（1）地域日本語教育の安定的・持続的実施に向けた恒久的財源の確保

①地域日本語教育を担う「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文部科学省）について、希望する全ての自治体が日本語教育環境を整備できるよう十分な財源を確保すること。

②「総合的対応策」において、来日前・後の日本語教育の充実や日本語指導者の育成支援、日本の制度・ルールを学習するプログラムの創設などの取組に着手していること、外国人在留支援センター（FRESC）において、生活支援ポータルサイトや生活オリエンテーション動画の作成など様々な在留支援を実施していることは承知しているが、これらの取組の周知・徹底と地域の実情に応じた施策となるよう地域の声を反映すること。

③多様化する外国人児童生徒等へ日常会話のみならず学習言語も習得可能な教育支援・指導環境を充実すること。

④日本語が不自由な児童生徒に対し、オンラインで日本語を補習できる環境を整備するとともに、オンライン指導だけに依存することなく、日本語指導教員の加配を可能とする財政措置を講じること。

⑤中学・高校段階での進学・編入や大学受験資格の取得に際して、言語等を理由に不利益を被ることなく、円滑に教育機会を得られる切れ目のない制度を検討・整備すること。

（2）専門人材の確保・育成と広域的な支援体制の構築

①相談体制の整備・拡充の取組を財政的に支援することが示されているが、継続的に、国の責任で、通訳・翻訳や専門相談（在留資格・就労・教育・医療・福祉等）に対応できる人材の育成・確保を推進すること。

②緊急時の医療通訳、災害時の避難所などで活用可能な翻訳機の体制整備を推進すること。

③県民局・県民センター等の広域単位での外国人相談・交流センターの設置や、市への通訳派遣など広域的な支援体制を構築すること。

（3）多言語・多媒体による情報発信基盤の整備

①外国人在留支援センター（FRESC）で実施している事業の情報発信、周知の徹底及び自治体支援を強化すること。

②出身国ごとに利用されるSNSの違いを踏まえ、各自治体も活用できる多言語・多媒体対応の情報発信プラットフォームを整備すること。

（4）日本人・外国人双方の相互理解促進などの徹底

①共生社会を目指した相互理解のための施策として、多文化交流イベント・防災訓練・地域活動への参画促進など、日常的な交流の場づくりへの国の補助・支援制度を充実すること。

②国は「総合的対応策」において、日本の制度・ルールを学習するプログラムの創設など取り組んでいるところであるが、在留期間更新時などあらゆる機会を活用して、中長期在留者等に対して繰り返し生活オリエンテーションを行うなど、日本の制度、生活ルール・マナーなどの周知・啓発を強化すること。

③国は「総合的対応策」において、土葬に関する整理・検討を実施するとしているが、自治体の状況を適切に把握し実効性のある制度を統一的に示すこと。

④自治体職員向けには、制度知識・異文化理解・やさしい日本語に関する研修プログラムを整備すること。

(5)外国人受入環境整備交付金等の拡充と柔軟な運用

一元的相談窓口の運営を支える外国人受入環境整備交付金については、令和9年度より名称を変更し国予算を倍増することを検討しているが、規模の小さい自治体を含め外国人支援推進のため、地域の受入れ基盤を整備するための経費など安定的・継続的な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう運用を拡充すること。

(6)多文化共生施策の基本法の制定、役割分担の明確化及び統計データ等の整備

①育成就労制度の導入により外国人材の定着が一層進むことを見据え、多文化共生を国の責務として位置づける基本法の制定を検討すること。

②国・都道府県・市町村・外国人雇用企業・関連機関それぞれの役割分担を一層明確化し、支援の重複・抜け漏れや財源の不安定化を防ぐとともに、恒久的な財源措置を講じること。

③自治体が的確な施策を構築できるよう、共生推進プランの見直しにあたっては、自治体が多文化共生の推進に係る指針・計画の改訂、策定等で活用できる実務的な指針を示すほか、外国人住民の属性や生活・就労実態に関するデータ整備を進め、自治体施策に活用できる形で提供すること。

2 多様化共生に関する施策・支援

(1)パートナーシップ制度の全国共通化と生活面での不利益解消に向けた総合的施策の充実

①パートナーシップ制度について、全国共通の制度・統一指針(ガイドライン)を策定すること。これにより、対象者の範囲や利用できる行政サービスの地域差の是正や、転出入時の手続きの統一を図り、どの地域でも安心して暮らせる環境を整えること。

②先進的な民間企業の取組事例の紹介など、民間セクター(企業・病院等)において、本制度が婚姻関係と同等に尊重され、適切な配慮がなされるよう、理解促進を推進すること。

③同性カップルや多様な家族形態における医療同意・行政手続等の生活面での不利益を解消するため、総合的な施策を充実すること。

(2)理解増進法に基づく基本計画の実効性確保と専門相談・医療体制の整備支援

①令和8年6月に閣議決定された国の基本計画について、理念にとどまらず実効性のあるものとなるよう、継続的な見直しと具体化を図ること。

②自治体・教育機関・企業が共通の指針のもとで取組を進められるよう、明確な方向性を示すこと。

③性別違和(性別不合)の専門医がいる医療機関は全国的に少ないため、当事者が受診・相談を希望した場合に適切な医療機関を紹介できる体制を整備すること(「よりそいホットライン」セクシュアルマイノリティ専門ラインでの専門医相談など)。

(3)市民・企業向けの理解促進・正確な情報発信・調査の実施

①あらゆる人に届くような啓発リーフレット・動画の作成や知識の普及啓発を進めるとともに、SNS 等で拡散する誤情報・偏見に対し、正しい見識を広める情報発信を強化すること。

②性の多様性を誰もが自分自身に関わることとして捉え、互いの違いを認め合う社会を実現するため、服装や髪型、自分を何と呼ぶかなどの性表現も、性的マイノリティに限らず、すべての人に関わる概念であることから、SOGIに「性表現(=Gender Expression)」を加えた「SOGIE」の考え方を広く周知すること。さらに、「LGBTQ を理解する」という啓発にとどまらず、一人ひとりが自分自身の性のあり方を考える機会を持ち、互いの違いを認め合うことを通じて、誰もが自分らしく暮らせるインクルーシブな共生社会の実現を推進すること。

③SOGIE に起因する就職機会の制限やハラスメントを防ぐための取組を促進すること。また、自治体

が的確な施策を検討できるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の活用状況や民間事業者での認知度、制度利用者や性的マイノリティの方々が抱える課題やニーズについて、統一的な調査を実施すること。
（4）学校教育におけるジェンダー教育の推進と環境整備への支援 ①児童・生徒が SOGIE・性的マイノリティについて正しい知識を学べるよう、学習指導要領に性の多様性に関する記述を明記すること。 ②低学年からのジェンダー教育を充実するとともに、UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った包括的性教育を推進すること。 ③学校の場において、気軽に相談できるよう保健師の配置や保健室の環境を整備すること。

令和9年度税制改正に関する要請

中核市は、地方自治法その他の法令に基づき、多くの権限が移譲された真の地方分権をけん引すべき重要な存在であり、地域の拠点都市として、人口減少・少子高齢化への対応や社会インフラの維持といった喫緊の地域課題の解決に、率先して取り組む責務がある。

われわれ中核市が一丸となってその機能や役割をいかんなく発揮するためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であり、刻々と変化する社会の実態に応じた柔軟で実効性のある税制度・仕組みの変革を常に希求し、不断に、かつ、果敢に挑戦を継続しなければならない。

よって令和9年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 税制改正に係る地方団体との協議

地方財政に影響を及ぼすことが想定される税制改正については、検討の段階から、地方団体との協議を実施するなどにより、地方の意見を反映すること。

また、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、減収分は確実に全額国費で補てんすること。

2 税制改正における地方公共団体への配慮

(1)地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、システム改修に要する期間等についても適切に考慮した上で、地方公共団体の事務負担増につながらないよう、改正内容を早期に標準仕様書に反映させるとともに、所要の経費については十分な財政措置を講じること。

(2)簡素な税制の実現

税制は、「公平・中立・簡素」の三原則に基づいて運営されるべきだが、近年の税制は複雑化し、地方公共団体の事務負担やコストの増大が懸念されるほか、納税者にも分かりにくいものとなっている。

今後の制度設計に当たっては、誰にとっても簡素で分かりやすいものとし、地方公共団体の業務負担にも十分に配慮した上で、事務効率の向上に資する税制とすること。

（3）消費税率の引き下げに伴う地方財源の確保

消費税及び地方消費税は、国における議論を経て社会保障サービスを安定的に提供する財源として位置づけられていることを踏まえ、税率を引き下げる場合には、代替財源を確保するなど、地方財政に影響が生じないよう十分な措置を講じること。

（4）自動車関係諸税の見直しに伴う地方税財源の確保

自動車関係諸税の総合的な見直しに伴う軽自動車税環境性能割の廃止や、いわゆるガソリン税の暫定税率の廃止により、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じることがないよう、安定的かつ恒久的な代替財源を確保するとともに、今後の軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討を行うこと。また、地方税である自動車関係諸税の減収分については、地方財政に影響を及ぼすことが無いよう国の責任において全額国費で補てんすること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行わないこと。

経済対策などに伴う政策的な減税措置は、本来、市町村の基幹税目である固定資産税を用いて行うべきではなく、国の財源により実施すべき性質のものであり、地方に減収を生じさせるような制度の見直しは行わないこと。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置、課税標準特例措置等については、税負担の公平性確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

6 電子化による事務効率化の推進

（1）税務システムの標準化への対応

ガバメントクラウド利用料を含め標準準拠システム移行後の運用経費については、「少なくとも3割削減を目指す」との目標に反し、想定を上回る運用経費の増大が見込まれる。

これに対して、国においては、見積精査支援の拡充、クラウド利用料の可視化・分析、各種割引の交渉その他の総合的な対策が進められつつあるが、各地方公共団体の実態を適切に反映した継続的な財政措置には至っていない。

標準準拠システム・ガバメントクラウドの本格利用は始まっており、一刻も早く、目標を具現化するための方針を確定させ、運用経費の増大分については、普通交付税措置ではなく各地方公共団体の状況を適正に反映する形で、国費対応を含め、引き続き国の責任において適正に財政措置を行うこと。

また、標準仕様書の改定においては、業務効率化の観点から要件の整理・最適化を行い、地方公共団体の事務負担軽減に資する標準準拠システムの構築に繋がる仕様とすること。

（2）eLTAXを活用した税以外の公金収納への対応

地方税統一QRコード付き納付書に対応するため生じるシステム改修等のコストについては、全ての地方公共団体に共通して発生するものであるため、交付税措置ではなく、国費負担による財源措置を行うこと。

（3）eLTAXを利用した収納方法の拡充

納税環境整備の具体的手法として、eLTAXを利用した納税方法に、賦課決定税目に係る口座振替（金融機関口座の事前登録により、継続して自動引き落としする方法（申告税目に係る電子申告と連動したダイレクト納付とは異なる））、クレジットカード定期払い（クレジットカードの事前登録により、継続して自動決済する方法）及びコンビニエンスストア払いを加えること。

（4）申告から納税までのデジタル完結に当たってのeLTAX利用促進と効率的な仕組みの構築

eLTAXにおいては、令和5年4月から電子納税の対象税目が全税目に拡大され、令和7年度には申告・申請の電子化が完了した。残る納税通知等の電子化は令和9年から10年に予定され、これによって申告から納税までのデジタル完結が実現する。

個人及び中小事業者のデジタル移行は、行政・民間ともに重要事項であり、電子申告から電子納税までの一貫した利用を促進することは、次なる大きな課題の一つである。

そのためには、国・地方・金融機関・関係団体が連携して電子納税の普及啓発に努める必要があるが、全国規模の課題であることを踏まえ、eLTAXの利用頻度を高める観点から、人口が集中している政令市や中核市の実情を十分に把握した上で、国が積極的に調整を主導すること。

また、事業者が個人住民税（特別徴収）を紙の納入書で納税した場合等に、金融機関との取り決めにより窓口収納手数料を地方公共団体が負担しており、多大な財政負担になっていることに対して、国として電子納税の義務化を検討するなど、より効率的に徴収できる社会的な仕組みを構築すること。

7 住民税制度の合理化、事務の円滑化

（1）給与支払報告書への同一生計配偶者の項目追加

合計所得金額が1，000万円を超える納税者の配偶者は、以前は配偶者控除の対象者として所得の把握等が行えていたが、令和元年度の住民税から、配偶者控除が認められなくなり、全ての住民の所得状況を把握する住民税においては、収入のない配偶者は未申告者となるため、給与支払報告書（個人別明細書）の様式に、同一生計配偶者の項目を追加すること。

（2）国税連携に係る所得税確定申告書データの早期提供

所得税の確定申告書は、住民税を課税する上で重要かつ不可欠なものである。そのため、個人住民税の当初課税事務及び個人住民税を基礎として算定する国民健康保険税や介護保険料等の事務を適正かつ確実に行うためには、期限内申告分の所得税の確定申告書データについては、遅くとも3月末までに市町村に送信すること。また、期限後申告分の確定申告書データについては、6月以降、月1回の送信となっているが、速やかに適正な課税を行えるよう、月1回に留まらないデータ送信を行うこと。

（3）特別徴収対象年金所得者が死亡した際の個人住民税徴収方法

特別徴収対象年金所得者が死亡した際、相続人代表者の特定に時間を要し、賦課が滞る問題が生じている。

よって、特別徴収対象年金所得者が死亡した際、相続人を特定せずとも徴収を行える制度を構築すること。困難な場合には、相続人が判明した場合地方団体が相続人を指定し、徴収を行える制度を構築すること。

8 固定資産税制度の合理化、事務の円滑化

（1）不動産登記名義人住所が国外の場合の、固定資産税及び都市計画税賦課徴収事務の円滑化

土地・建物の不動産登記名義人の住所が国外の場合（以下「国外名義人」とい

う。）について、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立し、国外名義人の国内連絡先が所有権登記の登記事項に追加された。不動産登記手続を行う際に、課税庁に対する納税管理人の申告を義務付けるなど、国外名義人に対する賦課・徴収事務が円滑に遂行できるよう規定を整備すること。

（2）相続財産清算人等の選任

相続人不存在や所有者居所不明の場合における、相続財産清算人、相続財産管理人及び不在者財産管理人の選任制度を柔軟に活用できるよう法整備をすること。

（3）税の返還に関する明確な法の整備

地方税法に定める期間を超えて還付する場合の根拠規定につき、多数の地方公共団体で地方自治法第232条の2を適用して対応している状況であるため、全国的に統一された根拠となるよう法を整備すること。

（4）固定資産評価基準（土地・家屋）の整備

固定資産評価基準の土地評価、特に宅地の画地計算に用いる補正率、家屋評価の補正項目及び補正係数について、その判定方式の明示や解釈の統一化など見直しを図ること。

（5）非課税となる固定資産の明確化

地方税法第348条第2項各号及び第4項の非課税の範囲を政令や省令等で明確にし、全国の地方公共団体で統一した解釈や判断ができるよう基準を整備すること。

（6）不動産登記情報へのマイナンバー等の記載

所有者不明の土地や家屋の発生予防のほか、地方団体の固定資産税課税事務の効率化のため、登記申請時には、申請物件所有者のマイナンバー（個人番号）の記載を義務付けるとともに、マイナンバーに加え4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を記載した登記情報について、地方税法第382条に基づき登記所から市町村長へ通知すること。

（7）相続放棄時の固定資産税課税に係る法解釈

地方税法第343条第2項後段の「当該土地又は家屋を現に所有している者」であった者が賦課期日後に民法第939条の相続放棄を行った場合の、課税の取扱いを明確にすること。

（8）商業地における負担調整措置の見直し

商業地等における負担水準が60％～70％の場合の課税標準額は、前年度の課税標準額と同額に据え置かれるが、同じ価格の土地でも負担水準の違いで税負担に差が生じるなど課題もあることから、税負担の公平性を確保するため、商

業地等における据置特例を廃止するなど、負担調整措置の見直しを図ること。

（9）住宅建替え中の土地に係る固定資産税・都市計画税の住宅用地特例措置の適用要件の統一化

住宅建替え中の土地に対して、地方税法第349条の3の2の住宅用地に係る課税標準の特例措置を適用できる要件のうち、「住宅の建設が当該年度に係る賦課期日において着手」の要件について、全国の地方公共団体で統一した解釈や判断ができるよう、見直しを図ること。

（10）家屋評価の公平・公正な税制

家屋の評価は取引単価を考慮しない再建築価格方式であるにもかかわらず、居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直しの実施など、取引単価を考慮する改正は、評価額算出の根本を揺るがすものである。

よって、取引単価の考慮等、今後に波紋を広げるような税制改正は行わないこと。

（11）償却資産における電子申告システムの改善

償却資産の電子申告方法について、国においてシステムの仕様を再構築するなど、各地方公共団体における対応の差を解消し、負荷軽減を図ること。

9　軽自動車税制度の合理化、事務の円滑化

（1）申告等情報の電子での提供の法制度化

二輪の軽自動車等（125cc超）の運輸支局で登録・廃車手続を行ったものについて、その登録廃車情報を申告情報と併せて該当の市区町村へ電子データにて提供するよう法制度化し、事務の円滑化を図ること。

また、軽自動車税申告手続のシステム改修等に要する経費については、十分な財政措置を講じること。

（2）軽OSSの利用促進

三輪以上の軽自動車の新車購入時の申告等をオンライン化の対象とした軽OSSについて、国においても利用促進に係る広報活動を実施すること。

（3）軽自動車税の標準税率

軽自動車税の標準税率に、特種用途自動車等の税率を規定すること。又は、特種用途自動車等の課税の明確な基準を設けること。

10　徴収事務の改善・円滑化

（1）国外転出者への課税・徴収体制等の改善

国外への転勤や転居、また、外国人住民の増加などにより、市税が未納のまま国外へ転出する事例が増えていることから、出国前の納税管理人の設定の制度化など、納税漏れのないよう必要な制度を構築すること。

（2）給与の差押え金額の計算範囲の変更

生計を一にする親族に一定額以上の収入がある場合は、差押禁止額の算定基礎とする生活扶助対象者から除外できるようにすること。

（3）租税債権者による自動車（軽自動車・二輪車含む）の所有権代位移転登録制度の創設

滞納処分の差押えに当たり、所有権留保付き自動車の割賦代金が完済されている場合において、租税債権者の代位や監督官庁の職権による所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

（4）相続人代表者に係る指定範囲の拡大

地方団体の長による相続人代表者の指定ができる場合を拡大するよう法令や手続の見直しを図ること。

（5）公売手続前の立入調査権の拡充

国税徴収法に基づく公売手続において、第三者に使用させている不動産への強制的な立入調査権を認めるなど、民事執行法と同様の措置を講じること。

（6）固定資産税等の滞納に係る無剰余公売制度の創設

民事執行法第63条第2項と同様に、租税の執行機関に配当がなくとも手続費用を超えるなら、優先債権者の同意がある場合に限り公売を可能とする、無剰余での公売制度を創設するなど制度の改善を図ること。

（7）職権による特別徴収から普通徴収への切替え

特別徴収による個人住民税を滞納している特別徴収義務者の義務者指定を職権で取り消し、普通徴収への切替えができるようにすること。

（8）長期少額徴収案件に対応する執行停止制度等の創設

地方税法第15条の7に規定する滞納処分の執行停止について、将来にわたり徴収可能と見込まれる額を超える部分について、差押えの有無にかかわらず一部停止を行うことができる制度を創設すること。

（9）債権差押えの際の書類送達の電子化

債権の差押手続において、第三債務者（金融機関等）への「債権差押通知書」の送達が差押成立の要件となっているが、書類を電子的に送達した場合においても、差押えが有効となるようにすること。

（10）個人の道府県民税に係る徴収取扱費の引き上げ

人件費や物価等の高騰に伴って、賦課徴収に関する事務費も上昇していることから、個人の道府県民税に係る徴収取扱費を引き上げること。

11　国民健康保険制度の見直し及び財政支援

（1）国民健康保険税への財政支援

国民健康保険制度は、被保険者の低所得者が多い一方で医療費水準が高い構造上の問題があり、他の医療保険制度と比較して保険料の負担率が高い。近年の物価高騰は被保険者にとって実質的な負担増となっているほか、都道府県単位での保険料水準の統一が被保険者にとって負担増となる場合もあることを踏まえ、国において、抜本的な財政支援を早急に実施すること。

なお、令和8年度から実施されている、高額療養費に係る自己負担限度額の引き上げでは、被保険者、保険者双方に過重な負担を強いるものとならないよう、財政支援等の適切な措置を講じること。

（2）所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等の軽減判定所得の算出方法の見直し

国民健康保険税の軽減判定所得を捉える際に、所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等については、軽減判定所得の算出方法が専門的かつ非常に複雑であり、間違いを生じやすい現状である。国において、平成30年度に改正案の検討が行われたままとなっていることから、市区町村の事務負担が大きくならず、間違いが生じにくい算出方法へ抜本的に制度の見直しを行うこと。

（3）子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充

令和4年度から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割の軽減措置が導入され、令和9年度からは対象年齢が高校生年代までに拡充されるところであるが、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、軽減割合の引き上げなど、国の責任において財源を含めた子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充を行うこと。

（4）子ども・子育て支援金制度に係る国民健康保険税の軽減拡充

令和8年度から導入された「子ども・子育て支援金」制度に係る保険税分については、18歳未満被保険者の均等割額について10割軽減した上で、当該軽減分を18歳以上被保険者に賦課することとされているが、18歳未満の子どもが属する子育て世帯についても一定の負担を求めることとなるため、本制度の恩恵が十分に得られるよう、国の責任において対象世帯に対して軽減措置の拡大を図るなど財政措置を行うこと。また、本支援金制度による更なる負担相当分の財政支援を行うこと。

（5）世帯主以外の被保険者の納税義務の見直し

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者であるから、国民健康保険制度を利用している被保険者であっても世帯主でなければ、納税義務が発生せず、滞納処分もできない。国民健康保険制度の円滑な執行のため、世帯主以外の被保険者に連帯納税義務を課すなど、制度の見直しを行うこと。

（6）外国人の在留期間更新の際における国民健康保険税の納付証明書提出の義務化

外国人被保険者が増加する中、国民健康保険に係る外国人収納率の向上は全国的な課題であることから、外国人の在留期間更新の際における国民健康保険税の納付証明書提出の義務化を「特定技能」に限定されている取扱いから、一般税の納税額証明書と同様の在留資格申請まで拡大すること。

12 都市計画税制度の見直し

（1）都市計画税充当事業の拡充

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が目的税として課税しているが、その使途について、過去に都市計画事業認可を受けて整備された施設の改修及び都市計画事業認可を受けない都市施設の整備・改修に充当できるようにするなど、充当対象事業の拡充を図ること。

さらに、バスやタクシーといった公共交通が重要な交通インフラとして位置づけられている地域において、生活交通の確保や維持、改善のため安定した財源を確保し、公共交通の更なる整備や充実が図られるよう、当該事業を都市計画税の充当対象事業とすること。

（2）課税基準の明確化

地方税法第702条に規定されている、市街化調整区域内において都市計画税を課税することができる「特別の事情」の明確化を図ること。

13 国有資産等所在市町村交付金の見直し

国有資産等所在市町村交付金制度については、固定資産税相当分についてのみ対象とされているが、都市計画税相当分についても交付対象とするよう見直しを図ること。

また、固定資産税及び都市計画税に相当する額について、算定基準を明確にすること。

14 事業所税における課税団体要件等の見直し

人口が30万人を下回った場合、課税団体の指定が取り消され、事業所税を課税することができなくなるが、一方で、財政需要は急激に減少するものではない。

よって、安定した住民サービスを提供できるよう課税団体要件の見直しや指定都市取消による減収分の激変緩和措置の創設など、必要な措置を講じること。

15 法人市民税の中間申告納付制度の見直し

法人市民税の中間申告納付による還付加算金は、地方公共団体への財政的な負担が非常に大きいため、還付加算金の適用を除外するなど、法人市民税の中間申告納付制度を見直すこと。

少なくとも、確定申告の申告期限を延長した法人に係る還付加算金の算定においては、平成29年度税制改正における申告期限延長月数の増による地方団体への影響増大を踏まえ、当該延長期間を除外すること。

16 地方法人課税の偏在是正における地方への配慮

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることがないよう配慮することが望ましい。わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも、地方の活力の維持・向上が必要不可欠であることから、様々な中核市の実情に配慮した上で、令和8年度与党税制改正大綱に記載されている地方法人課税の偏在是正措置を確実に実施すること。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引き上げに合わせ、地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置による財源については、引き続き必要な歳出を地方財政計画に確実に計上すること。

さらに、国・地方を通じた法人関係税収は中核市の行政サービスを支える上で重要な財源となっていることから、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないよう必要な財源措置を講ずること。

17 ふるさと納税における地方公共団体の負担の縮小

(1)ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額の補てん

ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補てんするなど、制度の改善を図ること。

(2)ふるさと納税制度の更なる適正化

ふるさと納税制度については、高額所得者ほど控除と返礼品による経済的利益を得られるなど、公平性の観点からの問題も指摘されている。

また、過度の返礼品競争により令和元年度に税制が改正され適正化が図られたところではあるが、都市部においては寄附額より個人市民税の減収額が大きく上回っているところであり、財政をひっ迫する要因の一つとなっている。

一方で、重要な財源となっている地方公共団体もあることから、更なる制度の適

正化を図るとともに、ふるさと納税募集に係るポータルサイトの手数料についても、引き続き、運営事業者へ引き下げの要請を行うこと。
なお、令和5年10月に開催された財政制度等審議会において、ふるさと納税制度に基づく地方公共団体への寄附金について、「特定財源」から「一般財源」への変更を検討すべきとの提案がなされたが、地方創生を推進するための各地方公共団体の創意工夫による取組を抑制しかねない見直しは行わないこと。

18 企業版ふるさと納税の促進

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、寄附額の最大9割を控除する税の軽減効果を維持しつつ、適用期限を延長し、恒久化した制度とすること。

また、企業と地方公共団体の取組のマッチング支援や企業への制度周知など、企業版ふるさと納税の促進に取り組むこと。

19 税務情報の開示が可能となる業務の明確化

税務情報の開示が可能な業務・照会については、各地方公共団体で地方税法上の守秘義務が解除されるかどうかを判断して対応しているため、地方税法において、本人の同意無しで開示可能となる対象業務を明確化すること。

20 EBPM推進のための税務情報活用可能な考え方の明示

EBPM（証拠に基づく政策立案）において、個人情報の匿名化・仮名化の手法とその取扱いについて全国的に統一された一定の要件を設け、当該要件を満たすことで税務情報を利活用することが可能になるような考え方（地方税法上の守秘義務で禁止されている「窃用」に該当しないことの確認を含む。）を国として示すこと。

21 法令等の規制により減収となった固定資産税等を補てんするための財政措置

土砂災害特別警戒区域等に存する土地など、法令等により利用制限がかかる土地に対して減額している固定資産税等について、減収分を補てんする財政措置を講じること。

22 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置等の延長

災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合、原則として被災後2年度分に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減する特例措置が設けられて

いるが、甚大な被害があった被災地については、人手・資材不足等により被災住宅の撤去や新たな住宅の建設が遅れ、2年内に住居を再生することが困難な場合も少なくないことから、当該特例措置の適用期間を実情に合わせて延長すること。

また、災害により滅失等した償却資産又は家屋の所有者が、代替資産を取得等した場合における特例措置等についても、取得期間を延長すること。

23 給付付き税額控除について

給付付き税額控除については、国家的な観点から新たに創設される全国一律の制度であることから、制度設計、システム整備、制度運営に係る基本的責任は国において負うべきであり、地方公共団体の行財政運営に支障を生じさせないようにすること。

また、制度設計に当たっては、地方の事務負担の最小化を徹底するとともに、地方との丁寧な協議を行った上で、十分な準備期間を確保するほか、負担軽減のための支援を行うこと。

とりわけ、令和6・7年度に実施された定額減税補足給付金を含む、これまで実施されてきた給付事務においては、地方公共団体に大きな事務負担が生じたことから、給付付き税額控除における給付事務については、システム連携基盤を活用して所得情報を的確に把握した上で、公金受取口座を活用しながら、効率的かつ一体的に実施することにより、当該事務の大幅な軽減を図ること。

このほか、国と地方の役割分担については、制度運用の実態や地方公共団体の事務負担を踏まえ、不断の見直しを行うこと。

令和8年10月30日

中 核 市 市 長 会